

随意契約締結状況（100万円以上）

（平成29年1月）

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にか かる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
1	チューブシーラー 一点式 数量：6台 (岡山県赤十字血液センター)	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成29年1月16日	川澄化学工業株式会社 (大阪府大阪市淀川区新高三丁 目9番14号ピカソ三国ビル6階)	1,555,200円	当該機器の性能を有する機種を販売 しているメーカーは川澄化学株式会 社のみであるため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3 項)	
2	移動採血車用発電機 数量：1台 (広島県赤十字血液センター)	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成29年1月16日	株式会社竹田電機工業所 (広島市南区出島2丁目11-10)	1,944,000円	当該機器の規格・性能を有する機種 を販売しているメーカー（オーナン 社製）を取り扱い、かつ広島県内で 故障時等において迅速に対応可能な 唯一の業者であるため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3 項)	
3	入退管理システムの更新 数量：1式 (愛媛県赤十字血液センター)	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成29年1月17日	愛媛総合警備保障株式会社	1,533,600円	契約にかかる予定価格が160万円を 超えない財産の買い入れであるた め。 (日本赤十字社会計規則施行細則第 35条第2項)	
4	血小板恒温槽及び振盪器 数量：各1台 (鳥取県赤十字血液センター)	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成29年1月30日	株式会社大同工業所 (大阪府大阪市楠根1丁目6番45 号)	1,054,188円	契約にかかる予定価格が160万円を 超えない財産の買い入れであるた め。 (日本赤十字社会計規則施行細則第 35条第2項)	

随意契約締結状況（100万円以上）

（平成29年1月）

5	空調更新に伴う受電盤改造 数量：1式 (香川県赤十字血液センター)	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成29年1月31日	四国計測工業株式会社 (香川県沖多度津町南鴨200番 地1)	2,430,000円	契約にかかる予定価格が250万円を 超えない工事であるため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第 35条第1号)
6	コールドベンチ 数量：1台 (愛媛県赤十字血液センター)	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成29年1月31日	株式会社荏原 (東京都目黒八雲1丁目6の5)	1,242,000円	契約にかかる予定価格が160万円を 超えない財産の買い入れであるた め。 (日本赤十字社会計規則施行細則第 35条第2項)
7	全血採血装置 数量：4台 (愛媛県赤十字血液センター)	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成29年1月31日	テルモBC T株式会社 (東京都品川区東五反田三丁目 20番14号)	1,209,600円	当該機器の性能を有する機種を販売 しているメーカーはテルモBC T株 式会社のみであるため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3 項)